

高松市立みんなの病院人間ドック昼食提供業務委託仕様書

1 業務の名称

高松市立みんなの病院人間ドック昼食提供業務委託

2 目的

人間ドック受診者への昼食（弁当）を提供するに当たり、適正な食材を用いると共に、受診者へのサービス向上に寄与すべくニーズに合った昼食提供業務を安全かつ適切に実施し、安定して提供すること。

3 配送場所

高松市仏生山町甲 8 4 7 番地 1 高松市立みんなの病院 2階 人間ドック室

4 履行期間

令和 7 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 3 1 日までの、土・日曜日、祝日及び 1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日を除く平日

5 提供日及び予定食数

令和 7 年度高松市立みんなの病院人間ドック予定表 別紙 1 参照

なお、予定表の食数（人数）は、受け入れ可能な最大の数量であり、数量を確約するものではない。

※令和 8 年度以降の予定表は、前年度末までに提示する。

6 業務内容

(1) 発注者は、前日の午後 2 時までに発注数量を注文書（別紙 2）に記載し、受注者へ F A X 送信する。

(2) 受注者は、当日午前 1 0 時 3 0 分までに受注者が調理した弁当を発注者の指定場所へ納品し、納品数量について担当者の検収を受けること。（経路図は別紙 3 のとおり）

(3) 弁当の容器は、発注者が廃棄する。

7 弁当の内容及び献立

(1) 主食（米飯）は 200 g 程度、副食（おかず 5 品目以上）を基本とし、汁物（即席味噌汁・スープ等）も献立に含め、袋入りの箸及びお手拭きをつけること。

(2) 汁物については、飲食時に受診者自身がお湯を注いで完成できるもの（即席味噌汁・スープ等）とし、容器は受注者が用意するものとする。なお、お湯は発注者が提供する。

(3) 弁当の献立については 2 種類以上とし、同じ献立は 2 日連続では提供しないこと。

(4) 発注者から献立等について、要望等があれば協議に応じること。

(5) 弁当の容器は、電子レンジ対応可能な素材を使用し、発注者が廃棄できる素材とすること。

8 安全・衛生

- (1) 受注者は原材料の取扱い、調理、運搬配達、従業員の健康管理等に当たっては、食中毒防止のための衛生管理を適切に行うこと。
- (2) 受注者は、本業務を実施するに当たり、常に食品衛生法その他食品及び公衆衛生に関する関係法令及び通達等に従い、食品の安全衛生管理に留意し、業務が衛生的に行われるよう努めなければならない。
- (3) 調理・盛り付け・配送の際、異物が混入しないよう衛生管理を徹底すること。
- (4) 配送に当たっては、必要に応じて保冷箱又は保冷車を使用し、適切な温度管理を行うこと。
- (5) 食品の調理は、原則、当日調理とすること。

9 契約方法及び金額

契約方法は単価契約とし、配送費を含み1食当たりの単価は1,620円以内（消費税及び地方消費税を含む）とする。

10 委託料の支払等

- (1) 原則、提供開始月から毎月完了払とする。
- (2) 受注者は、当月分の委託料を翌月5日までに、完了報告書を添えて、発注者に請求するものとする。
- (3) 発注者は、業務完了確認後、前項の適法な請求書を受理して30日以内に当該金額を支払うものとする。

11 遵守事項

受注者は、業務の遂行に当たり、当院の監督・指導のもとにその責務を果たすとともに、関係法令を遵守するものとする。

12 業務責任者

受注者は、本業務の遂行及び指導監督を行う責任者を定め、発注者に報告すること。

13 緊急時・事故発生時の対応

- (1) 自然災害及び事故その他やむを得ない事情により、配送が予定時刻より遅れる場合及び昼食（弁当）を提供することが困難な場合等は発注者へ速やかに連絡し、対応策について協議すること。
- (2) 受注者は、事故防止に十分留意することとし、本事業について何らかの事故（食中毒等）が発生した場合は、適切な処置を行うとともに、発注者及び関係機関に速やかに報告を行うものとする。また、異物混入等問題が生じた場合は、速やかに対

処するとともに、再発防止のための対策を講じること。

1.4 損害賠償

本事業の実施において、受注者の責に帰すべき事由に基づき事故が発生した場合には、当該受注者は発注者に対して損害賠償を速やかに行うものとする。

1.5 労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特別措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

1.6 その他の留意事項

- (1) 本仕様書に明示されていない事項について疑義を生じた場合は、発注者と受注者の両者により協議の上、決定する。